

## パブリック・コメント制度による

〔富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画〕

# 「第三次富士市DV対策基本計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和3年12月20日（月）から令和4年1月20日（木）
- 意見の提出方法
  - 直接の場合 富士市役所4階 生活支援課へ
  - 郵送の場合 〒417-8601  
富士市永田町1丁目100番地  
富士市福祉こども部生活支援課あて
  - FAXの場合 0545-55-2987
  - Eメールの場合 [fu-seikatushien@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:fu-seikatushien@div.city.fuji.shizuoka.jp)
  - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから  
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第三次富士市DV対策基本計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和3年12月

富士市 福祉こども部 生活支援課

# 第三次富士市DV対策基本計画（案）の概要

## 1 計画策定にあたって

### 1-1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（（ドメスティック・バイオレンス）以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、被害者やその子どもの身体や精神に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えるものであることから、単なる個人的な問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

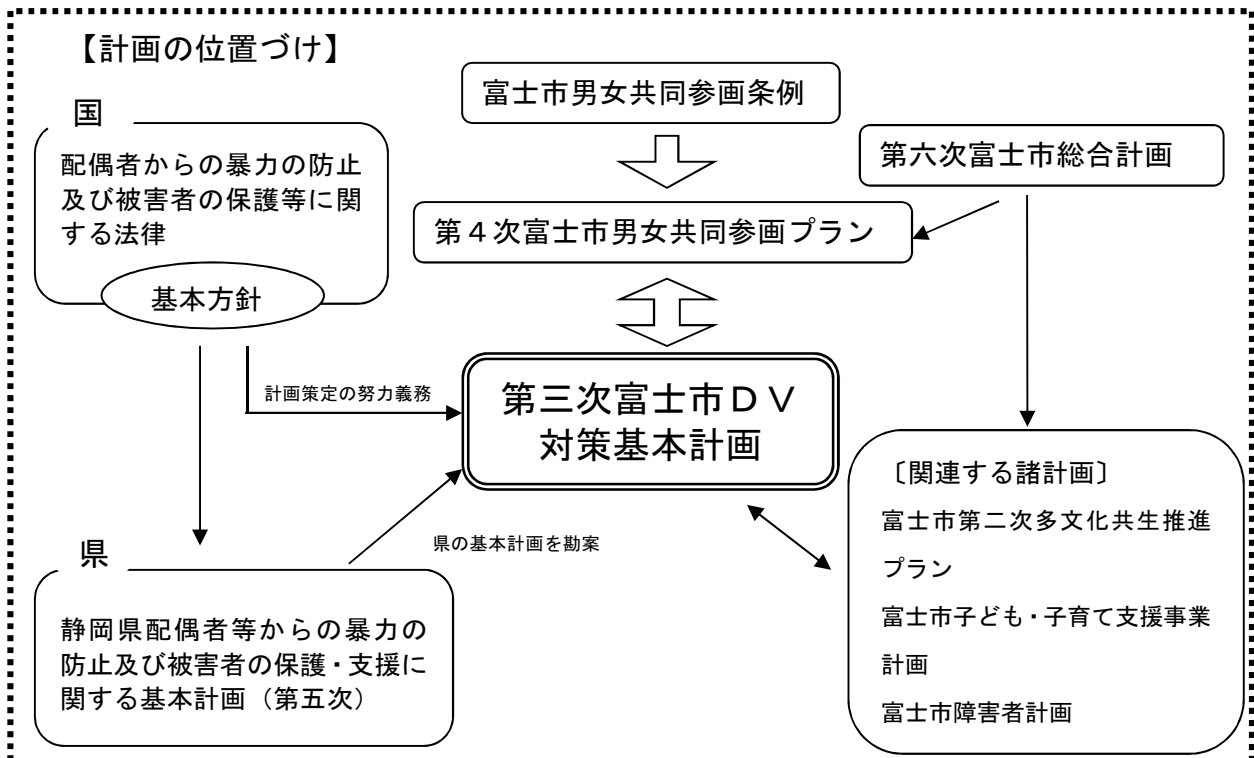
本市では、平成24年に「富士市DV対策基本計画」を策定し、DVの根絶と被害者の支援に取り組んできましたが、第二次計画が令和3年度で終了することから、これまでの取組状況から明らかになった課題等を踏まえて第三次計画を策定します。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく富士市の基本計画です。

本計画は、国の基本方針に即し、県の基本計画の内容も勘案し策定したものです。

本計画は、富士市男女共同参画条例第9条を踏まえ、「第4次富士市男女共同参画プラン」の施策の方向3-(1)「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置づけています。



### 1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ見直します。

## 2 DVを取り巻く現状

国の法改正や県の動向、本市の従来の取組から見えてきた課題を整理し、第三次計画では以下の点に着目した取組を進めていきます。

### (1) 若年層（中高生）に対するDV防止の啓発

DVに対する意識を高め、無意識のうちに加害者となってしまうことを防ぐため、若年層のうちから継続的にDV防止の啓発を行うことが必要です。

### (2) 児童相談所との連携の強化

令和2年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して必要な体制整備を行うことが規定されました。

本市では、令和2年度から児童相談所にDV防止連絡会への参加協力を依頼し、面前DV等の被害児童の情報共有を図っていますが、更なる連携強化が必要になります。

### (3) 相談窓口周知のためのSNS等の活用

国は相談体制の充実を図るため、若年層のコミュニケーションツールであるSNS等を活用などに関する調査研究を実施するとしています。現在、本市では相談窓口を周知するため、配偶者暴力相談支援センターの連絡先を市のウェブサイトに掲載するとともに、相談窓口案内カードの配布等を行っておりますが、今後はSNS等を活用した周知方法等について実施に向けて検討していくことが必要です。

### (4) 加害者更生プログラムの調査・研究

DV防止法第25条では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等の調査研究の推進に努めることと規定しています。

本市においても、国の動向を注視し、加害者更生プログラムに取り組むうえでの様々な課題について、先行事例等の情報収集を行う必要があります。

## 3 基本計画（計画の基本的な考え方）

### 3-1 基本理念

DVを根絶するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別等による差別的な取扱いを受けることのないよう、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

DVの根絶と被害者の安全確保、自立に向けた支援等の取組を一層強化し、DVを許さない社会の実現を目指して、関係機関等の連携により、切れ目のない支援を行う必要があります。このため、本計画の基本理念を次のように定めます。

**DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ**

### 3-2 基本目標

本計画の策定にあたり、第二次計画（計画期間：2017(平成29)年～2021(令和3)年）の主な取組の状況や国・県の動向から、基本目標を整理しました。

また、本計画では、「広報・啓発」「相談体制」「安全・保護」「支援体制」「連携強化」の視点を基本目標に加えることで、より効果的に計画を推進していくことを目指します。

#### ◆基本目標Ⅰ DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進【広報・啓発】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害するものです。誰もが、DVが決して家庭だけの問題ではなく、社会全体で解決しなければならない問題であるとの認識を深めていくことが、DVの防止につながっていきます。

すべての人が、その人権が尊重され、安心して暮らすことができるようになるために、暴力を予防し、DVをしない、させない、見逃さないまちづくりを進めていきます。

#### ◆基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり【相談体制】

DV被害者は、加害者からの監視や行動制限などにより孤立した状況に陥っていたり、周囲の目を気にして我慢していたりするなど、様々な理由から一人で悩みを抱え相談に至っていない場合があります、安心して相談できる体制の整備や相談窓口の周知が必要です。

また、問題が複雑化するDV相談に対応するためには、被害者の抱える多様な背景や複合的な問題を正しく理解するための専門スキルの強化と、多角的・総合的に解決へ導く体制づくりが必要です。

#### ◆基本目標Ⅲ DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全を守る保護環境の整備【安全・保護】

DV被害者は、心と身体に大きなダメージを負って相談されます。このような被害者に寄り添い、温かく受け止めることが、その後の回復や自立に向けて非常に大切です。

また、被害者の安全確保は何よりも優先されるべきことであり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を果たす必要があります。

#### ◆基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施【支援体制】

DV被害者は、身体的、精神的ダメージからの回復が必要なだけでなく、それまでの生活における社会的つながりを断ち切れ、身内や知人等からの支援を受けることも困難な状況に置かれることもしばしばです。

関係機関は、被害者の置かれた立場を十分に理解し、被害者の自立に向けたきめ細やかな支援を行う必要があります。

#### ◆基本目標Ⅴ DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化【連携強化】

DVの未然防止や被害者の保護、自立等に向けた支援を行っていくうえで、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携していくことが重要です。

また、被害者を支援する民間団体等との連携を強化することは、被害者支援の充実に繋がっていきます。

### 3-3 計画の指標

本計画では、基本目標に対して「評価の指標」を設定することで、目標達成に向けた取組が客観的に評価され、より具体的な推進につながります。

基本目標	指 標	令和2年度 (現状)	令和8年度 (目標)
I	「DVの言葉も内容も知っている人」の割合 (DVに関する市民アンケート調査)	73.4%	80.0%
II	「DV相談窓口を知っている人」の割合 (DVに関する市民アンケート調査)	31.9%	50%
III	「実際にDVを受けたことがある人」 「身近に暴力を受けた人がいる人」 「暴力の相談を受けたことがある人」の割合 (DVに関する市民アンケート調査)	14.1%	12.7%
IV	「相談できなかったDV被害者」 「相談しなかったDV被害者」の割合 (男女共同参画に関する調査)	49.5%	20%
V			

## 4 施策の展開

本計画の基本理念である「DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ」を実現するため、5つの基本目標を掲げ、施策やそれぞれの取組を行っていきます。

## 5 計画の推進

本計画の推進にあたっては、施策を実施する担当部署が、取組内容や数値目標に向かって具体的な取組を展開するものとし、PDCAサイクルの手法を用いて、取組の進捗状況を確認・評価することにより、必要に応じて見直しを図り、次期計画の検討において活用していきます。

## <計画の体系>

基本目標Ⅰ DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進（広報・啓発）

施策：①広報・啓発・情報収集 ②若年層への人権教育 ③職務研修

### 【主な取り組み】

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 ・DVに関する調査、加害者対策に対する情報収集
- ・中学生向けデートDV防止講座の実施 ・二次被害の防止のための関係職員等への研修の実施

基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり（相談体制）

施策：①相談窓口周知 ②相談体制 ③相談員の資質向上 ④多様性に配慮した相談体制

### 【主な取り組み】

- ・富士市配偶者暴力相談支援センターの運営 ・無料法律相談、人権相談の活用、男性相談の対応
- ・富士市立中央病院における対応の充実 ・適切な苦情対応 ・女性相談員の研修、支援の充実
- ・外国語表記のリーフレットの配布、設置 ・通訳者と連携した外国人対応、障害者対応、地域包括支援センターとの連携強化 ・セクシュアル・マイノリティに配慮した対応

基本目標Ⅲ DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護環境の整備（安全・保護）

施策：①緊急時の安全確保 ②被害者情報の保護

### 【主な取り組み】

- ・警察、児童相談所、医療機関、静岡県女性相談センター、他の自治体等との連携の推進
- ・住民基本台帳事務における支援措置の活用 ・情報管理、加害者対応の徹底

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施（支援体制）

施策：①生活再建支援 ②子どもへの支援

### 【主な取り組み】

- ・生活保護、ひとり親家庭等の生活支援策の活用、就労支援 ・市営住宅への入居支援実施
- ・婦人保護施設、母子生活支援施設の活用 ・ステップハウスの調査、研究
- ・心のケア・サポートの実施 ・市民相談室・法テラス等の活用 ・犯罪被害者等への見舞金支給
- ・子どもの心のケア、居場所の提供と見守り ・母子保健・児童福祉分野での適切な対応と支援
- ・就園時・就学時の支援と配慮

基本目標Ⅴ DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化（連携強化）

施策：①庁内連絡体制の強化 ②民間支援団体等との協働・連携

### 【主な取り組み】

- ・DV防止連絡会の充実 ・被害者への対応マニュアルの活用 ・同行支援の実施
- ・人権擁護、民生委員児童委員との連携 ・民間支援団体、市民活動団体との連携